

本塩釜駅駅前ウォール A ショーウインドウ・ウォール B ポスターパネル  
広告掲載事業仕様書

1. 事業内容

- (1) 受注者は、広告の募集・選定、広告作成、広告掲出等の業務を行うこととする。
- (2) 受注者は、広告掲載料、道路占用料を発注者へ納入することとする。

2. 事業期間

- 令和5年11月1日から令和6年3月31日まで  
(契約期間：契約締結の日から令和6年3月31日まで)

3. 広告の規格等

(1) 場所及び枠数

- ・ウォール A ショーウインドウ (塩竈市海岸通 298 地内) 5 枠
- ・ウォール B ポスターパネル (塩竈市海岸通 300 地内) 12 枠

※具体的な場所は別紙「掲出場所一覧」のとおり

(2) 広告枠の大きさ

・ウォール A ショーウインドウ

1 枠： 縦 (高さ) 820 mm × 横 (幅) 1,660 mm

4 枠： 縦 (高さ) 820 mm × 横 (幅) 1,640 mm

・ウォール B ポスターパネル

縦 (高さ) 900mm × 横 (幅) 653mm

4. 広告掲載料・道路占用料の納入

- (1) 広告掲載料については、発注者からの請求書により、別途市長が定める日までに指定の口座に納入するものとする。なお、振込手数料は受注者の負担とする。
- (2) 道路占用料については、発注者が発行する納入通知書により、別途市長が定める日までに納入するものとする。
- (3) 広告掲載料及び道路占用料については、年額を一括して納入するものとする。

5. 広告の掲載・募集等に関する条件

- (1) 広告内に「広告」である旨を明記すること。
- (2) 受注者は広告掲載希望者 (以下「広告主」という。) の募集を行う。広告主及び広告内容の審査・決定は、「塩竈市広告事業実施要綱 (令和5年塩竈市告示第319号)」及び「塩竈市広告掲載に関する基準 (令和5年塩竈市庁訓第114号)」に従って発注者が行う。受注者は、広告主、広告内容が上記要綱及び基準の規定を満たしていることを調査し、適合していることを確認したうえで発注者の

審査を受けること。

- (3) 掲載する広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当し、宮城県屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例第16号)に規定する許可が必要となる場合は、受注者の責任により許可を受けるものとする。

## 6. 広告の掲載作業等

### (1) 広告の掲載作業について

広告の掲載は、発注者から掲載決定を受けた広告を、受注者が広告枠に掲出することにより行うものとする。

広告の掲出に当たっては、広告内容等について「塩竈市広告事業実施要綱(令和5年塩竈市告示第319号)」及び「塩竈市広告掲載に関する基準(令和5年塩竈市庁訓第114号)」に基づき、発注者が審査をするため、掲出予定日の15日前(土日、祝日除く。)までに広告原稿案等を発注者に提出するものとする。

#### 【広告原稿案等の提出の流れ】

1	受注者は、広告掲載申込書類(※)及び掲載広告案を総務部財政課へ提出
2	発注者が広告内容の審査を行い、受注者に掲載決定通知書の送付、又は修正箇所の通知を行う
3	修正が必要な場合、受注者は掲出予定日の3日前までに修正を行い、完成原稿を総務部財政課に提出する

(※) 広告掲載申込書類：塩竈市広告掲載等申込書、塩竈市暴力団排除条例に係る誓約書、広告主の企業概要がわかる書類(企業パンフレット又はホームページに掲載の企業概要等)、その他参考となる書類

### (2) 広告の撤去について

広告主、広告の内容が掲載基準を満たさなくなったとき、又は掲載が適当ではないと判断した場合は、発注者は受注者との協議なくその広告を撤去することができるものとする。

### (3) 広告作成等にかかる費用について

広告作成、掲載、撤去等、事業にかかる一切の費用は、受注者が負担すること。

## 7. 業務完了報告書

- (1) 受注者は、業務完了後、10日以内に業務完了報告書を提出すること。  
(2) 業務完了報告書には、契約の相手方名や契約期間等、受注者と広告主との契約概要を記載するものとする。

## 8. 秘密の保持

受注者は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者

に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、契約終了後も同様とする。

#### 9. その他

- (1) 事業期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告掲載料及び道路占用料は減額しないものとする。
- (2) 受注者は、本仕様書に明記なき事項についても、事業の実施に当たり当然必要となる業務が生じたときは、これを実施するものとする。
- (3) 本仕様書に明記なき事項については、受注者は発注者に協議できるものとする。